

【別表1】

工事施工基準（その1）

※住宅リフォーム工事に係る材料は、すべて新材を使用すること。

目的	部位	工事の内容	助成の対象及び条件等 (交換・設置工事等に附随して必要な工事は対象とする)
省エネルギー化	窓ガラス	ガラスの交換	既存ガラスを取り除き、複層ガラス等に交換するもの。 ガラス中央部の熱貫流率が2.03w/m ² ・K以下の製品への交換
		外窓の交換	既存窓を取り除き、新たな窓に交換するもの。 ガラス中央部の熱貫流率が2.33w/m ² ・K以下の製品への交換
		内窓の交換・設置	既存内窓を取り除き、新たな内窓に交換するもの、及び新たな内窓を設置するもの。 ガラス中央部の熱貫流率が2.33w/m ² ・K以下の製品への交換及び設置
	外壁 屋根 天井 床	断熱材の交換・設置	既存断熱材を取り除き、新たな断熱材に交換するもの、及び新たに断熱材を設置するもの。 対象となる断熱材の性能及び部位ごとの最低使用量 ・熱伝導率0.052～0.035W/mkの断熱材 外壁3.0m ² 屋根・天井3.0m ² 床1.5m ² ・熱伝導率0.034W/mk以下の断熱材 外壁2.0m ² 屋根・天井1.8m ² 床1.0m ²
		玄関ドアの交換・設置	既存玄関ドアを取り除き、新たな玄関ドアに交換するもの、及び新たに玄関ドアを設置するもの。 屋外に面する部分に熱貫流率が2.33w/m ² ・K以下（K2仕様同等）の製品への交換及び設置
		風除室の設置	玄関ポーチに新たな風除室（玄関フード等）を設置するもの。
		屋根材の交換・設置	既存屋根材を取り除き、新たな屋根材に交換するもの、及び新たに屋根材を設置するもの。
		外壁材の交換・設置	既存外壁材を取り除き、新たな外壁材に交換するもの、及び新たに外壁材を設置するもの。
		シーリング材の交換・設置	既存シーリング材を取り除き、新たなシーリング材に交換するもの、及び新たにシーリング材を設置するもの。
	浴室	浴槽の交換	既存浴槽を取り除き、新たな浴槽に交換するもので、 JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の断熱性能を有する製品への交換
	換気設備	換気扇の交換・設置	既存換気扇を取り除き、新たな換気扇に交換するもの、及び新たに換気扇を設置するもので、 熱交換の機能を有する製品への交換、及び設置
	トイレ	便器の交換	既存便器を取り除き、新たな便器に交換するもので、 JIS A5207:2011もしくはJIS A5207:2014に規定する「節水型大便器」と同等以上の節水性能を有する製品への交換
	衛生設備	水栓の交換・設置	既存単水栓を取り除き、新たな水栓に交換するもの、及び新たに水栓を設置するもので、 JIS B2061:2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有する製品への交換・設置
	照明設備	照明器具の交換	既存照明器具を取り除き、新たなLED照明器具に交換するもの。
	その他	町長が許可したもの	

バリアフリー化	住宅の内外	手すりの設置	住宅の内外において、移動を助けるためもしくは体を支えるための手すりを設置するもの。 将来手すりを設けるための下地を設置するもの。
		床段差の解消・緩和	住宅の内外において、床段差を解消もしくは緩和するもの。
		床勾配の緩和	住宅の内外において、床勾配を緩和するもの。
		廊下中等の拡張	車いす等の通行のために廊下や、開口部の中を広げる工事。
		床材の交換・設置	既存床材を取り除き、新たな掃除のしやすい床材に交換するもの、及び新たに掃除しやすい床材を設置するもの。
			既存床材を取り除き、新たな滑りにくい床材に交換するもの、及び新たに滑りにくい床材を設置するもの。
			既存床材を取り除き、新たな衝撃に配慮した床材に交換するもの、及び新たに衝撃に配慮した床材を設置するもの。
		建具の改修	既存開き戸を取り除き、新たな引き戸もしくは折れ戸に交換するもの、及び新たに引き戸もしくは折れ戸を設置するもの。
		段差解消機の設置	新たに段差解消機を設置するもの。
		水栓の交換	既存水栓を取り除き、新たなシングルレバー水栓、または自動水栓を設置するもの。
		スイッチの交換・設置	既存スイッチを取り除き、新たなワイド型スイッチを設置するもの、及び新たにワイド型スイッチを設置するもの。
		ドアホンの交換・設置	既存ドアホンを取り除き、新たなモニター付きドアホンを設置するもの、及び新たにモニター付きドアホンを設置するもの。
		ホームエレベーターの設置	新たにホームエレベーターを設置するもの。
		保安灯の設置	住宅の内外において、新たに保安灯を設置するもの。
	物干し竿の交換・設置	既存の物干し竿を取り除き、新たな電動で昇降する物干し竿を設置するもの、及び新たに電動で昇降する物干し竿を設置するもの。	
	階段	傾斜の緩和	階段の傾斜を緩やかにするもの。
		階段昇降機の設置	新たに階段昇降機の設置するもの。
		滑り止めの設置	新たに階段に滑り止めを設置するもの。
	トイレ	介助空間の確保	長辺の内法寸法1,300mm以上、又は便器の側方（片側のみ、便器と壁又は建具との距離）の距離を500mm以上確保するもの。
		大便器の交換	既存和風大便器を取り除き、新たな洋式大便器を設置するもの。
既存普通便座を取り除き、新たな暖房便座又は温水洗浄機能付便座を設置するもの。			
トイレの設置	介護や移動困難な者の移動距離を短くするため、新たにトイレを新設するもの。		
洗面所	ひざ入れスペースのある洗面台への交換・設置	既存洗面台を取り除き、新たなひざ入れスペースのある洗面台を設置するもの、及び新たにひざ入れスペースのある洗面台を設置するもの。	
台所	ひざ入れスペースのある流し台又は調理台への交換・設置	既存流し台・調理台を取り除き、新たなひざ入れスペースのある流し台・調理台を設置するもの、及び新たにひざ入れスペースのある流し台・調理台を設置するもの。	
	可動式吊り棚の交換・設置	既存吊り棚を取り除き、新たな可動式吊り棚に交換するもの、及び新たに可動式吊り棚を設置するもの。	
浴室	安全移動及び介護のための改修	既存浴室を取り除き、新たな浴室に交換することにより次のいずれかを満たすもの。 1. 短辺内法寸法1,200mm以上、かつ長辺内法寸法1,600mm以上のなるもの。（1216サイズ） 2. 出入口の段差が解消されるもの。	
その他	町長が許可したもの		

工事施工基準（その2）

太陽光発電システムの導入	住宅に施工する太陽光発電パネルの設置工事（新築住宅への設置も含む）のうち、以下に該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧配電線または低圧配電と連係したもの。 ・電力会社と電灯契約を結んだもの。 ・日本工業規格等で認められているもの。 ・未使用であるもの。（中古品は不可）
--------------	--